

福島市農業委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 10 号

福島市農業委員会事務委任規則の一部を改正する規則

福島市農業委員会事務委任規則（平成29年規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する福島県農地中間管理機構から委託された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に規定する農地売買等事業に関する事務</u></p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を農業委員会に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。